

承認第2号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年3月1日提出

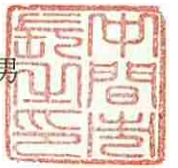
中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

中間市長 松下 俊男



中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 27 年中間市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 3 項各号の改正規定中「氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）」を「納税義務者の氏名及び住所又は居所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成27年中間市条例第19号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第26条第3項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所</u></p> <p>附 則 (略)</p> | <p>中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成27年中間市条例第19号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第26条第3項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。</p> <p>(1) <u>氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）</u></p> <p>附 則 (略)</p> |